

○埼玉県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱

令和 5 年 9 月 1 日

サ 対 第 183 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱について（通達）

みだしの委員会については、対号通達に基づき運用してきたところであるが、サイバーセキュリティ総括責任者を中心とした更なる部門間連携を推進するため、別添要綱により運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

別添

埼玉県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察サイバーセキュリティ対策委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) サイバー犯罪 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）違反、電子計算機損壊等業務妨害、インターネット・オークション等を利用した詐欺、インターネットを利用したわいせつ物及び児童ポルノの公然陳列又は販売、著作権法（昭和45年法律第48号）違反、薬物又は銃器の密売（規制薬物の広告を含む。）、ホームページ等を利用した脅迫、名誉毀損又は信用毀損その他高度な情報技術を利用する犯罪をいう。
- (2) サイバー攻撃 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの（それに至るおそれのあるものを含む。）及び情報通信技術を用いた^{ちよう}謀報活動等をいう。

第3 埼玉県警察サイバーセキュリティ対策委員会

1 設置

令和5年4月1日付けサ対第1号「埼玉県警察サイバー戦略について（通達）」に定める埼玉県警察サイバー戦略（以下「サイバー戦略」という。）を推進するため、埼玉県警察本部に、埼玉県警察サイバーセキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、次に掲げる事務を推進することを任務とする。

- (1) サイバー犯罪及びサイバー攻撃対策に係る総合的な企画及び調整
- (2) サイバー犯罪及びサイバー攻撃対策に係る人材育成及び装備資機材等の整備
- (3) サイバー犯罪及びサイバー攻撃対策に係る関係所属間の連携
- (4) サイバー犯罪及びサイバー攻撃に係る事件指導及び合同・共同捜査の実施

- (5) 国民生活又は社会経済活動に影響を及ぼすおそれのあるサイバー犯罪及びサイバー攻撃を見据えた対応の検討
- (6) サイバー犯罪及びサイバー攻撃に対する、警察におけるより堅牢^{ろう}な情報セキュリティの確保
- (7) 前記(1)から(6)までに掲げるもののほか、委員長が必要と認めるもの

3 組織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は警察本部長を、副委員長は生活安全部長及び警備部長をもって構成する。
- (3) 委員は、総務部長、警務部長、地域部長、刑事部長、交通部長、総務部財務局長、生活安全部サイバー局長、刑事部組織犯罪対策局長、各方面本部長及び警察学校長並びに関東管区警察局埼玉県情報通信部長をもって構成する。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指定する副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第4 サイバーセキュリティ対策幹事会

1 設置

委員会に、サイバーセキュリティ対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 任務

幹事会は、委員長から付託された事項について審議することを任務とする。

3 組織

- (1) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、サイバーセキュリティ対策幹事会編成表（別表）に掲げる者をもって充てる。
- (2) 幹事長は、幹事会の事務を総括する。
- (3) 副幹事長は、幹事会の運営に関し、幹事長を補佐する。

4 会議

- (1) 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。この場合において、

幹事長は、審議する事項の内容により、幹事の中から出席者を指定することができる。

(2) 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(4) 幹事長は、会議の審議状況等を委員会に報告するものとする。

5 プロジェクトの設置

幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に、特定の事項を審議するプロジェクトを設置することができる。この場合において、幹事長は、審議する事項の内容により、関係する所属の職員のうち、警視又は警部の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員の中から出席者を指定することができる。

第5 サイバーセキュリティ総括責任者及びサイバーセキュリティ責任者

1 設置

委員会に、サイバーセキュリティ総括責任者及びサイバーセキュリティ責任者を置き、サイバーセキュリティ総括責任者にあつては生活安全部サイバー局長を、サイバーセキュリティ責任者にあつては生活安全部サイバー局サイバー対策課長をもって充てる。

2 任務

(1) サイバーセキュリティ総括責任者は、委員長の命を受け、次に掲げる事務について、必要な連携及び調整を行う。

ア サイバー戦略に関すること。

イ 情報の集約及び共有に関すること。

ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。

エ 人材育成方策に関すること。

オ 関係機関、民間事業者、民間団体等と連携した取組に関すること。

カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

(2) サイバーセキュリティ責任者は、サイバー空間の脅威に関する事務について、サイバーセキュリティ総括責任者を補佐する。

第6 庶務

委員会、幹事会及びプロジェクトの庶務は、生活安全部サイバー局サイバー対策課において処理する。

別表

サイバーセキュリティ対策幹事会編成表

幹事長	生活安全部サイバー局長
副幹事長	生活安全部サイバー局サイバー対策課長
幹事	総務部総務課長 総務部情報管理課長 総務部財務局会計課長 警務部警務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年課長 生活安全部サイバー局サイバー捜査課長 地域部地域総務課長 刑事部刑事総務課長 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策総務課長 交通部交通総務課長 警備部公安第一課長 警備部外事課長 第一方面本部副本部長 警察学校副校長 関東管区警察局埼玉県情報通信部通信庶務課長 関東管区警察局埼玉県情報通信部情報技術解析課長